

令和7年度高校ネットワークコーディネーター業務プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和7年度高校ネットワークコーディネーター業務の受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた業務を提供できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度高校ネットワークコーディネーター業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度高校ネットワークコーディネーター業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 契約限度額

4,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3 日程(予定)

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和7年7月10日（木）
質問書提出期限	令和7年7月16日（水） 17:00 必着
質問に対する最終回答	令和7年7月18日（金）
参加申込書の提出期限	令和7年7月22日（火） 17:00 必着
参加資格審査結果通知	令和7年7月31日（木）
提案書提出期限	令和7年8月 7日（木） 12:00 必着
提案書に基づくプレゼンテーション	令和7年8月13日（水）
選定結果の通知発送	令和7年8月18日（月） 予定
契約締結	令和7年8月下旬

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 出雲市内に事業所を有する法人とする。
- (2) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 市税等（市税（国保料を含む）、市の分担金、負担金、使用料及び手数料等）について滞納がないこと。
- (5) 社会保険料の滞納がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) この業務の募集開始の日から契約締結までの間に、本市及び他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 参加申込書提出期限の日までに会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

5 参加申込手続

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 企業概要（様式第2号）
- ③ 出雲市物品の売買等調達業者競争入札参加資格等審査要綱で規定される入札参加資格審査申請に準じた書類（この内訳は、以下のア～クの書類とする。）
 - ※ただし、出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登録のある者は、提出を要しない。
 - ア 経営実態調書（様式第3号）
 - イ 委任状（様式第3号の2）（本社が契約等の権限を代理人へ委任する場合に提出）
 - ウ 分担金・負担金等に関する誓約書（様式第4号）（出雲市内に本店又は営業所がある法人が提出）
 - エ 役員等名簿（様式第5号）
 - オ 出雲市税の滞納のない証明書（参加申込日前3月以内に発行されたものに限る。コピー可）又は市税情報確認同意書（様式第6号）
 - カ 参加申込者の所在する市区町村を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（参加申込日前3月以内に発行されたものに限る。コピー可）
 - ※「未納の税額がない」旨の記載のある納税証明書（「その3」）を提出
 - キ 参加申込者の所在する市区町村を所管する日本年金機構の事務所が発行する社会保険料の滞納がないことを証明する書類（参加申込日前3月以内に発行されたものに限る。コピー可）
 - ※対象期間は、直近2年間（加入期間が2年未満の場合は、加入以降の期間）
 - ※健康保険・厚生年金保険の適用対象とならない法人は「国民年金保険料納付確認（申請）書」を提出
 - ク 法人登記の履歴事項全部証明書（コピー可）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。

持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く開庁日の9時から17時までとする。

(3) 提出期限

令和7年7月22日（火）17時（必着）

(4) 提出先

出雲市総務部総務課

〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地

TEL：0853-21-6756／FAX：0853-21-2222

E-mail：soumu@city.izumo.shimane.jp

(5) 参加資格審査の結果通知

- ① 通知日 令和7年7月31日（木）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年8月1日（金）17時まで総務課に電話で確認すること。

- ② 通知様式 参加資格審査結果通知書（様式第7号）

- ③ 通知方法 電子メール及び郵送

※電子メール及び郵送の通知先は、様式第1号「参加申込書」に記載された連絡先担当者のメールアドレス及び所在地とする。

④ その他

※参加資格を有する旨の通知後に、提出書類の虚偽記載が認められた場合は、参加資格を取り消す。

※参加資格審査の結果について、当該通知の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類 質問書（様式第8号）

(2) 提出方法 電子メールとする。

※必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問には「質問書（様式第8号）」を用いること。

(3) 提出期限 令和7年7月16日（水）17時（必着）

(4) 提出先 soumu@city.izumo.shimane.jp(出雲市総務部総務課)

(5) 回答方法 随時、出雲市ホームページに質問及び回答を掲載する。

7 提案書の作成方法

用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表等についてはA3版で織り込むことも可とする。できるかぎり具体的に提案し、提案内容は簡素な文書を使い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

仕様書の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

No.	提案項目	記 載 事 項
(1)	会社概要	会社概要を記載すること。
(2)	基本的な考え方	高校ネットワークコーディネーター業務に対する基本的な考え方を記載。
(3)	実施内容	仕様書「4 委託業務内容」に示す各業務についての対応を次の点を踏まえ記載すること。 ①現状・課題の把握 ・市内県立高校の各高校のコンソーシアムの現状、課題についてどのように把握、整理するか。 ②方針・プランの作成 以下の取組に対し、現状どのような方針・プランを考えているか。 ・高校間の生徒のつながりの仕組みづくり ・各高校の卒業生とのつながりの仕組みづくり ・各高校の地域とのつながりの仕組みづくり ③共同事業の企画・実行 高校生、企業、大学、地域が交流できる場の創出について、現状どのような企画を考えているか。
(4)	業務実施体制	ア 組織図 イ 業務責任者、コーディネーター（業務責任者を兼ねることも可） ウ スタッフの専門性 エ 個人情報保護の対策
(5)	その他事項	高校ネットワークコーディネーターの役割について特に強調したい事項、アピール点等があれば記述すること。

(6)	業務実績書	様式第9号
(7)	参考見積書	様式第10号

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式）、 業務実績書（様式第9号）、参考見積書（様式第10号）

(2) 提出期限

令和7年8月7日（木） 12時（必着）

(3) 提出方法

①又は②のいずれかにより提出すること。

① 電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1部を持参又は郵送

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。

持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く開庁日の9時から17時までとする。

② 電子メール

電子メールで提出する場合は、電子データファイルにパスワードを設定し、企画提案書等とは別にパスワードを送信すること。なお、電子メールの場合は、担当者へ送信した旨を電話連絡し、着信したことを確認すること。

(5) 提出先

「5(4) 提出先」と同じ。

9 審査方法

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

① 開催期日 令和7年8月13日（水）

② 開催場所 出雲市役所

③ 実施時間 説明時間は20分以内とし、別途、質疑応答10分以内を設ける。

④ その他

ア 出席者は1企画提案者当たり3人以内とする。

イ プレゼンテーションの順番は市が企画提案書を受理した順番とする。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとみなす。

エ パソコン（Microsoft PowerPoint、JUST Focus 対応）、プロジェクター及びスクリーン以外の機器が必要な場合は、企画提案者側で準備すること。

(3) 候補者の選定方法

① 提出された企画提案書及びプレゼンテーションを、本市が設置する審査委員会において評価基準に基づき採点する。

② 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、総合点が次に高い者から順に交渉を行う。

③ ②において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の協議により候補者を選定する。

④ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

⑤ 企画提案者が1者のみの場合であっても審査（プレゼンテーション）を行い、総合点が評価点全体の60%以上のときは、当該企画提案者を候補者として選定する。

10 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式11）により通知する。

また、選定結果通知を発送した日の翌日以降に、次の項目を市のホームページ（事業者の方＞入札・契約＞物品・役務関係＞入札案内・入札結果）に公表する。選定結果に対する問合せは、受け付けない。また、異議申し立てについても認めない。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 受託候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様書等について交渉を行ったうえで、見積書の提出を求め、その結果により契約を締結する。（企画提案時の参考見積額とは異なることがある。）

12 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

13 その他

(1) 費用負担

提案に際して必要となる費用は、企画提案者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止又は延期された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。

(2) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出後の訂正は、市から指示があった場合を除き認めない。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ④ 提出された書類は、受託候補者の選定に必要な範囲において複製することがある。

(3) 失格事項

次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

- ① 本要領に定める手続を遵守しない場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載があると認められる場合
- ③ 審査の公平性を害する行為を行った場合
- ④ その他市長が失格であると認めるに足る特別の事由がある場合

(4) 次年度以降について

- ① 本委託業務の履行状況が良好であると認められる場合、予算の範囲内において優先的に次年度以降の受託候補者となることができる。ただし、この取扱いは令和9年度末までとする。

(5) その他

- ① 参加申込書提出後又は企画提案書提出後（選定後に辞退する場合も含む）に業務受託を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。
- ② 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。